

## 【栄区】会計年度任用職員（生活支援課面接担当等業務） 募集要項

### 1 主な業務内容

- (1) 生活保護に係る面接担当業務（電話・窓口対応含む）
- (2) 面接記録等の事務処理補助（ワード、エクセル、専用システム等の使用）
- (3) 書類整理、ファイリング作業等
- (4) その他所属長が指示する業務
- (5) その他大規模災害発生時における災害対応業務（勤務時間内のみ）

### 2 応募要件

- (1) 地方公務員法第16条に定める採用に関する欠格事由に該当しないこと  
※欠格事由については、申込書で確認してください。
- (2) 次のいずれかに該当すること
  - ア 社会福祉士または精神保健福祉士
  - イ 社会福祉法により都道府県知事の指定する養成機関または講習会の課程を修了した者
  - ウ 厚生労働大臣が指定する社会福祉に関する科目のうち3科目以上を履修し卒業した者
  - エ 福祉事務所（※1）において相談・援助業務の実務経験が5年以上ある者  
（※1）福祉事務所とは、社会福祉法第14条に規定される福祉に関する地方公共団体の事務所を指し、生活保護法、児童福祉法、母子及び寡婦福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法及び知的障害者福祉法に定める援護、育成または更生の措置に関する事務を行う事務所をいう。（例：区役所で保護事務を担当する部署、高齢・障害者支援業務を担当する部署、児童相談所、更生相談所等）
- (3) 窓口及び電話の問合せに対して丁寧な応対ができること
- (4) パソコンの基本操作（エクセル・ワードなどの入力、端末操作など）ができること
- (5) 福祉サービスに関する仕事に意欲と関心があること

### 3 募集人数

1名

### 4 勤務条件等

- (1) 任用期間  
令和8年6月1日～令和8年12月31日
- (2) 勤務時間等
  - ア 勤務時間 8時45分～17時15分（休憩時間 1時間）

- イ 勤務日 月曜日の週1日（祝日、年末年始の休庁期間を除く）  
ウ 勤務場所 栄区役所生活支援課  
エ 給与 日額 12,720円（時給1,696円）  
通勤費用（実費相当分）を別途支給  
オ 身分 地方公務員法第22条の2に定める会計年度任用職員  
カ 休暇 横浜市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則のとおり  
※その他勤務条件等は横浜市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の関連規定に基づきます。

## 5 応募方法

### (1) 提出書類（申込書類）

ア 会計年度任用職員申込書

イ 履歴書（会計年度任用職員用）

ウ 資格証明書または履修証明書

※お持ちでない方は、福祉事務所において相談・援助業務の実務経験がわかるよう履歴書の職歴欄にご記入ください。

### (2) 書類提出受付期間（募集期間）

**令和8年5月11日（月）17時まで必着**

※窓口持参の場合は、開庁時間内（月～金曜日の午前8時45分から午後5時まで）に提出してください。

※郵送の場合は、封筒の表面に「会計年度任用職員応募書類在中」と朱書きし、確実な郵送のため、**簡易書留**または**レターパック**で郵送してください。

### (3) 提出先・問い合わせ先

栄区役所生活支援課 採用担当（栄区役所 新館3階）

〒247-0005 横浜市栄区桂町303番地の19 電話：894-8933

### (4) その他

提出書類は、当募集に係るホームページからダウンロードするか、栄区役所生活支援課窓口でも配布します。

※提出いただいた書類は返却いたしませんので、予めご了承ください。

## 6 選考方法及び選考日程

選考方法：面接

予定日：令和8年5月18日（月）

※集合時間等の詳細は、電話でお知らせします。

※選考結果は、受験者全員に郵送で合否をお知らせします。

※採用の最終決定及び通知は5月下旬を予定しています。

## 7 その他

- (1) この選考に際してご提供いただいた個人情報については、採用選考及び採用に関する事務以外の目的には使用しません。
- (2) 応募要件にあてはまらないこと、または、提出書類の記載事項が正しくないことが明らかになった場合は、合格を取り消します。
- (3) 勤務条件等は令和8年4月現在のものであり、変更になる可能性があります。